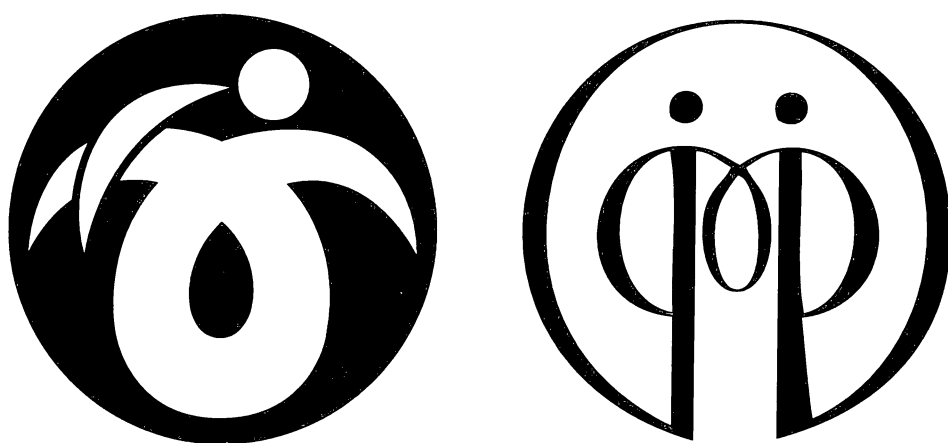

大崎市

男女共同参画推進基本計画



平成21年3月
大崎市

大崎市男女共同参画推進基本計画

目 次

第1部 基本的考え方

1. 基本計画の趣旨	1
2. 計画策定の背景と経緯	1
(1) 国内外の動向	1
(2) 大崎市の取組み	2
3. 計画の位置づけと役割	3
4. 計画の期間設定と基本的施策	3

第2部 基本的施策の目的・施策の方向性

基本的施策 ①市民及び事業者の理解を深めるための施策	5
基本的施策 ②学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	6
基本的施策 ③性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	7
基本的施策 ④生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	8
基本的施策 ⑤就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	9
基本的施策 ⑥家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	10
基本的施策 ⑦男女共同参画の推進に関する調査及び研究	11

第3部 基本計画の推進

1. 推進体制の整備	12
(1) 庁内推進体制	12
(2) 三つの機能の運用体制	12
(3) 男女共同参画推進審議会	13
(4) 市民の参加／事業者の参加を促すために	13
2. 施策実施状況の検証	14
3. 基礎資料の収集	14
4. (別表) 基本的施策の目的・施策の方向性 (対象事業)	15
5. 市民意見交換会での意見・要望	20

第1部 基本的考え方

1. 基本計画の趣旨

わが国の憲法が、すべての人に対して法の下での平等を保障しているにもかかわらず、現実の社会においては、性別、年齢、病障がいの有無、社会的立場等によるさまざまな差別が存在しています。憲法制定後約60年を経て、国は「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女平等と個人の尊厳を全うする社会（男女共同参画社会）の実現を国の将来を決定付ける重要な課題として高らかに宣言しました。

性別による差別の解消は、単にその側面にのみ止まるものではなく、あらゆる形態の差別解消を目指すものでなければなりません。それはさらに、一人ひとりが「一人の人間として大切にされる」ことを根本に据えるものでなければなりません。

平成20年4月1日施行の「大崎市男女共同参画推進基本条例」は、このような考え方に基づき、大崎市が新たな社会の形成に向けて全市的に取り組むべき基本的施策を規定しています。本計画は、この条例の精神を具体的施策として展開するために、基本的施策の方向性、特に具体的に取り組むべき重要課題への対応方法、及び、施策推進のための体制作り等について定めるものです。

2. 計画策定の背景と経緯

(1) 国内外の動向

国際連合は1975年を「国際婦人年」と定め、それ以来1995年まで4回の「世界女性会議」を開催して女性の社会的地位向上を目指した活動を展開し、その成果は、2000（平成12）年の国連特別総会「第4回世界女性会議」において「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」として結実しています。この一連の国際行動において、女性に対するさまざまな問題は普遍的な「人権問題」とであると確認されたことは大いなる成果と言えます。

このような国際社会の動向を受けて、わが国でも1975年以降さまざまな取り組みがなさ

れてきました。1977（昭和52）年には「国内行動計画」を制定し、法制面では「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、そして1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991（平成3）年、「新国内行動計画の第一次改訂」を行い、1994（平成6）年には全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を設置して、その推進体制を整えました。次いで、1996（平成8）年には「男女共同参画2000年プラン」を策定すると共に、1999（平成11）年、「男女共同参画社会基本法」を制定いたしました。この法律は、「男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題である」と位置づけ、政府及び地方自治体に対して男女共同参画社会の形成の促進に関する施策展開を促しています。

（2）大崎市の取組み

大崎市は、平成18年3月31日、古川市、松山町、鹿島台町、三本木町、鳴子町、岩出山町、田尻町が合併して誕生いたしました。

合併前の旧古川市は「古川市男女共同参画プラン」（平成15年3月）を、また、旧岩出山町では、「岩出山町いわでやま男女平等推進条例」（平成12年4月）と「男女平等推進基本計画」が制定されておりました。合併協議では「男女共同参画」行政は旧岩出山町の条例を機軸に展開することが合意され、その条例は暫定条例として大崎市に引き継がれました。旧岩出山町の条例は時期的に全国に先駆けるものであったこと以上に、その内容において「人を大切にする・人権条例」として高い評価を得たものでした。

合併の後、大崎市は平成18年11月「大崎市男女共同参画推進審議会」を設置し、そこに「男女共同参画推進に関する基本条例案」の策定を諮問しました。平成19年11月に審議会からの答申を経て、平成20年2月議会において「大崎市男女共同参画推進基本条例」が成立いたしました。この基本計画は、条例第10条に基づき制定されるものです。

3. 計画の位置づけと役割

男女共同参画社会基本法は、その第9条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び、実施する責務を有する」と一般義務を規定しています。また、同法第14条3項では「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定しています。従って、本計画は、基本法が定める基本理念、及び、国の基本計画（「男女共同参画基本計画（第2次）」）、及び、県が制定した「宮城県男女共同参画推進基本計画」を機軸として捉え、大崎市の地域特性をふまえて展開すべき施策の根本と位置づけることができます。

大崎市男女共同参画推進基本条例第5条は、大崎市に対して「市は、率先して男女平等社会に関する理解を深め、男女共同参画を主要な施策と位置づけ、積極的格差改善措置とともに計画的に実施するものとし、その実施のために必要な財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする」と規定し、男女共同参画社会の実現が市の主要施策であることを明らかにしています。従って、本基本計画は、従来の施策を「男女共同参画社会の形成の促進」という観点から再評価することはもとより、新たな施策展開を積極的に促す役割を果たすものです。

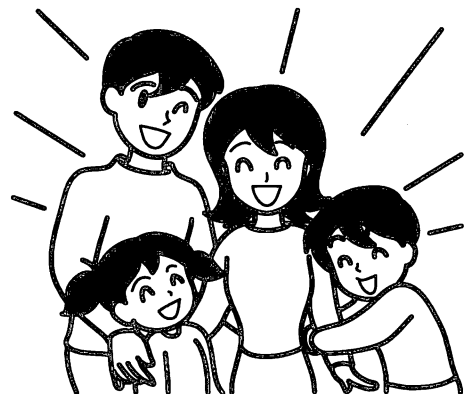
4. 計画の期間設定と基本的施策

本計画は、平成21年度を初年度とし平成25年度までの5ヶ年間とします。その後同様に5年ごとに、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて必要な改訂を行います。

大崎市男女共同参画推進基本条例第3条は、基本理念を「すべての人の人権の確保」、「性別等による差別の撤廃」、「慣行による制約廃止」、「政策、方針決定への男女の等しい参画」、「家庭生活及び職場・地域活動の両立」を掲げていますが、その理念に則り、市が取り組むべき基本的施策を以下のように規定しています。

基本的施策

- ①市民及び事業者の理解を深めるための施策
- ②学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
- ③性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
- ④生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
- ⑤就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
- ⑥家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
- ⑦男女共同参画の推進に関する調査及び研究



第2部 基本的施策の目的・施策の方向性

基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策

目的 男女共同参画社会の形成に向けた意識の涵養

男女共同参画社会を実現するためには、市政での取組みのみならず、市民及び事業者一人ひとりが深くその意義を理解することが肝要になります。人権や男女共同参画、性別役割分担の解消や平等意識の浸透を図るために各種啓発活動を積極的に展開します。

施策の方向	具体的施策
1. 各種広報等による啓発	広報による人権、共同参画
	まち協との連携による広報
2. 拠点施設、窓口を活用した情報提供	相談できる環境づくり
	活動拠点の整備・運用
	女性及び団体への情報提供
3. 各種研修機会の提供	まち協との連携による研修
	行政区長に対する啓発
	地域での女性リーダー養成
4. 市民参加型各種啓発活動の提供	啓発資料等の作成
	ワーク・ライフ・バランスの普及
	市民参加型啓発
	多文化共生、国際理解、新住民共生

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の涵養

○行政区長に占める女性の割合 0.3% (H20.4)

基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

目 的 男女共同参画社会を担う次世代の育成

次世代を担う子どもたちに対して、学校教育及びその他のあらゆる教育の場を通じて、人権や性、男女共同参画の意義を理解してもらえるように学習の機会を積極的に提供します。

施策の方向	具体的施策
1. 基本的人権・男女共同参画に関する研修	人権に係る優良図書配置と普及
	男女平等に関する理解の促進
	両性相互の理解と協働と責任
	生きていくための男の家事教育
2. 生命と性の学習	性差に関する学習
	妊娠、母体の大切さの学習
	教職員を対象とした性と生命に関する研修
	命の大切さを理解する学習機会の提供
	健康教育の推進
3. 他者理解のための実践的学習	地域で子どもたちを育てるような雰囲気作り
	男女共同参画を意識した学習活動
	世代間交流の場の提供

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標 2 男女共同参画社会を担う次世代の育成

○小中学校における男女混合名簿導入率 **54.8%** (H20.4)

○小中学校児童会・生徒会における役員に占める女性の割合

基本的施策③ 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

目的 性別による人権侵害の根絶

女性に対する暴力等を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進します。

施策の方向	具体的施策
1. 被害者相談窓口の整備	婦人保護相談及び自立支援
	相談体制の整備充実
2. 一時避難体制、自立支援体制	一時避難体制の整備
	関係機関との連携強化
3. 被害根絶のための啓発活動	高齢者虐待対策、防止
	ジェンダーについての理解
	職場におけるセクシュアルハラスメントの防止
	DVの発見、対処法を知る機会の提供

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標 3 性別による人権侵害の根絶

○改正雇用機会均等法に基づくセクハラ対策を行っている事業所の数

○人権侵害相談の件数 **60件(人権侵害), 81件(母子・DV)** (H20.4)



基本的施策④ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

目的 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障の実現

女性の人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、各年代層に対応した性と生殖に関する正しい知識の普及、及び、生涯にわたる女性の健康保持のための施策を展開します。

施策の方向	具体的施策
1. 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発	人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及
2. 女性の生涯にわたる健康支援	女性の生涯にわたる健康づくり支援
	母子保健の充実
3. 母性保護の支援	母性保護についての意識啓発

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標 4 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障の実現

○子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診受診者数 14,792人 (H20.4)



基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

目 的 就業、その他の社会活動における男女共同参画の実現

女性が就業その他の社会活動に参画することは、女性自身の個人の尊厳にかかわることとして意義のあることであり、雇用の分野、農業自営業の分野において、それが実現されるよう環境整備に関する施策を積極的に展開します。また、女性が政策や方針決定部門に男性と対等に参画できるように、その環境整備のための施策を積極的に展開します。

施策の方向	具体的施策
1. 均等な機会待遇の確保、労働条件及び環境整備	企業表彰制度への誘導
	機会均等、待遇の確保など関係法令などの情報提供
	セクハラ、パワハラ、DV防止対策
	企業におけるポジティブアクションの啓発
	職場における慣習、慣行の見直し
2. 農業、自営業に従事する女性の労働環境整備	農業団体、商工業団体を通じた啓発
3. 政策・方針決定部門への女性登用の促進	女性の経営への参画促進
	女性社員(職員)の職域拡大
	各種委員会の女性委員の割合アップ
4. 女性の職業能力開発・向上支援	雇用機会の創出、若者への就労支援
5. 仕事と家庭生活の両立支援	育児、介護休業取得が向上するような企業に対する働きかけ
6. 地域活動への女性の参加促進	地域活動の女性リーダーの育成

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標 5 就業、その他の社会活動における男女共同参画の実現

○家族経営協定の締結農家数 65 戸 (H20.4)

○審議会委員への女性の登用率 29.5% (H20.4) → **40%** (H25)

○市管理職に占める女性の割合 2.8% (H20.4)

基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

目 的 対等のパートナーとしての男女のワーク・ライフ・バランスの実現

男女の性別役割分担意識の解消を図ることはもとより、男女が共に家庭生活における活動と社会的活動とを両立することができるように、各種の施策を積極的に展開します。また、高齢者・障がい者等の自立を促すような支援の施策を展開します。

施策の方向	具体的施策
1. 性別役割分担の解消に向けた支援	女性組織のネットワークづくり
	介護予防の知識と技術の習得
2. 育児介護休業取得制度の活用促進	育休制度の周知徹底、利用促進、情報提供
3. 子ども家庭相談、子育て支援	子ども家庭相談の充実
4. 保育・託児サービスの充実	保育サービスの充実
	児童の健全育成事業の推進
5. 障がい者・高齢者の自立・介護支援	高齢者の介護支援の推進
	障がい者の生活環境の整備
	障がい者の雇用・就労支援
6. 保健医療サービスの充実	障がい者の保健・医療の充実
7. ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭への自立支援の推進

●男女共同参画の推進における参考指標

参考指標⑥ 家庭生活における活動と就業その他の社会活動との両立の実現

○女性の年齢階級別労働力率

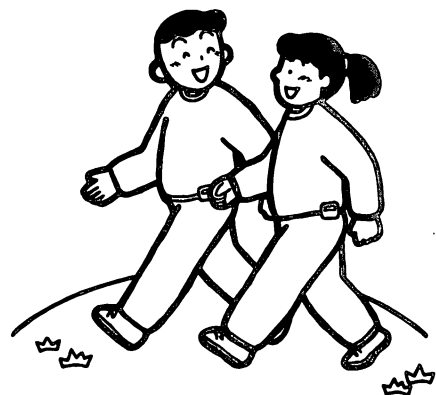
- ・ 20～24 才 72.1%
- ・ 25～29 才 75.4%
- ・ 30～34 才 63.2%
- ・ 35～39 才 63.4%
- ・ 40～44 才 71.5%
- ・ 45～49 才 74.1%
- ・ 50～54 才 70.7%
- ・ 55～59 才 60.7% (平成 18 年 総務省労働力調査)

基本的施策⑦ 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

目 的 男女共同参画社会を実現するための基礎的な調査研究

男女共同参画社会の実現を阻む現実的要因を探るために、及び、男女共同参画社会の実現を推進するための施策を展開するために、各種の調査・研究を実施します。

施策の方向	具体的施策
1. 各種市民生活実態調査	市民意識調査の実施
2. 事業進捗調査	基本的施策の進捗状況調査



第3部 基本計画の推進

1. 推進体制の整備

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に展開していくためには、それを担う諸体制が必要であり、次のように推進体制を整備します。

(1) 庁内推進体制（条例第21条関係）

市長を本部長とする「大崎市男女共同参画庁内推進本部」を設置して男女共同参画の推進という観点から行政施策を再評価し、全庁にわたる総合的・計画的な施策の推進に努めます。「大崎市男女共同参画庁内推進本部」は、大崎市男女共同参画庁内推進本部設置規程に基づき、市長を本部長に以下のメンバーで構成されます。

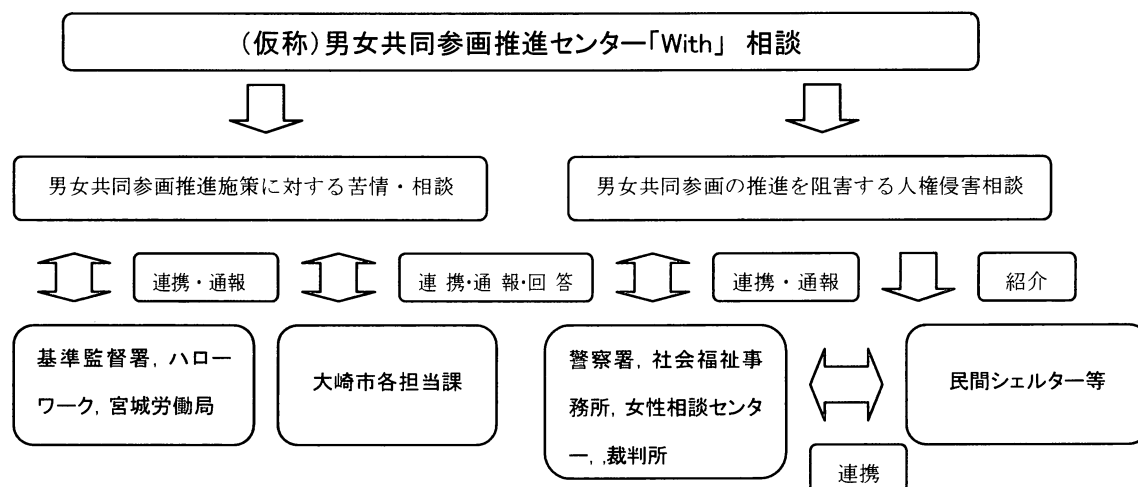
市長，副市長，総務部長，市民協働推進部長，民生部長，産業経済部長，政策課長，財政課長，総務法制課長，教育委員会教育次長(生涯学習)

また、下部機関である「大崎市男女共同参画庁内推進委員会」が調査・検討を実施します。

(2) 三つの機能の運用体制

① 相談体制の整備（条例第12条関係）

男女共同参画に関する施策に関する苦情相談、及び、人権侵害に関する相談等については、外部官署・NPO等との連携をとりながら必要な体制を整備します。相談体制のイメージは以下の通りです。



② 一時避難体制の整備（条例第13条関係）

人権侵害行為（ドメスティック・バイオレンス等）により心身に危害を加えられた女性等が、一時的に避難する意思を有する場合に、外部官署・NPO等との連携をとりながら、それを支援する体制及び施設を整備いたします。（仮称）配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画を策定し、県計画に連動した相談支援体制を構築します。

③ 活動拠点の整備（条例第22条関係）

市内の適切な場所を選定し、男女共同参画に関する各種施策の展開、必要な情報の発信、交流の場、各種女性団体活動の支援等をする（仮称）大崎市男女共同参画推進センター「With」を整備します。

（3）男女共同参画推進審議会

審議会は、常に市民の目線に立って、男女共同参画に関する市の基本計画、施策の実施状況、その他必要な事項に関する審議をすると共に、市長に対して必要な意見を述べることができるものとします。（条例第15条関係）

また、男女共同参画施策に対する苦情等の相談者と関係課等との間に立って、公平公正な立場から関係課等に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るため、必要に応じ、審議会の中に苦情処理部会を設置します。

（4）市民の参加／事業者の参加を促すために（条例第6条・7条・23条関係）

男女共同参画社会の実現を促すためには、市が取り組む施策のみならず、市民及び事業者が積極的に男女平等・男女共同参画の意義を理解し、日々の生活現場でそれを実践していくことが重要になります。市は男女共同参画に関する施策について説明会や啓発活動を積極的に実施し、市民・事業者が共に参加実践できるような施策の展開を図ります。また、NPO等の市民団体との連携を図り、官民一体となった施策の展開を図ります。

市民には、参加しやすいように小、中学校、高校、世代別、団体等に区別したテーマにより理解度が深まる工夫をしながら事業を実施します。

事業者には、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に示す労働環境が、事業所ごとに積極的に取り入れられ、ワーク・ライフ・バランスが実現するよう支援します。

2. 施策実施状況の検証

男女共同参画の推進に関する施策実施状況の検証は、男女共同参画推進審議会によって行われ、審議会はその検証結果を市長に意見として提示することとなっていますが、この市民意見による検証結果が、庁内推進体制を通じて市の施策展開に適切に反映するように努めます。

また、苦情・要望相談を通じて男女共同参画推進事業に対する意見を集約し、各施策が有効に機能しているか常に市民の意見に目をむけ適切に対応します。

3. 基礎資料の収集

男女共同参画の推進にかかる施策を効果的に展開していくためには、生活現場の現状、各種市民意識の把握等が必要になります。市はこのような基礎資料の収集に努めます。

平成 22 年度は小中高生の意識調査、平成 24 年度は市民意識調査を実施しながら市民意識の変化や男女共同参画推進状況の確認を行います。

(別表) 基本的施策の目的・施策の方向性(対象事業)

①市民及び事業者の理解を深めるための施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)	
1. 各種広報等による啓発	(1) 広報による人権、共同参画	(a) 人権問題の啓発	女性に対する差別防止、人権侵害防止チラシの配布	男女共同参画推進室	
		(b) 女性の再雇用情報の提供	介護、子育て等で離職し、再就職しようとする女性を支援する情報の提供	男女共同参画推進室	
		(c) ハローワークの求人情報の提供	求人情報についてハローワークと連携し、情報の提供	商業・地域ブランド振興課・男女共同参画推進室	
		(d) 保育所、幼稚園入所情報の提供	保育所等の施設・入所情報の提供	子育て支援課・学校教育課	
		(e) 広報「おおさき」への掲載	市民向けの広報掲載により、男女が協力し責任を担うという意識付け	男女共同参画推進室	
		(f) おおさき男女共同参画推進ニュース「With」の発行	あらゆる施策に男女共同参画の視点が必要であることの意識づくり	男女共同参画推進室	
		(g) 消防団員の募集方法の見直し	消防団員は男性に限らないという表現を用いて、女性の参画を推進	防災安全課	
	(2) まち協との連携による広報	(a) まち協等発行の広報紙への啓発資料掲載	啓発資料の提供により、地域情報紙等を通した男女共同参画の機運づくり	まちづくり推進課	
2. 拠点施設、窓口を活用した情報提供	(1) 相談できる環境づくり	(a) スーパーバイザーの育成	実務経験のスキルアップを目指した研修機会の提供	男女共同参画推進室	
		(b) 人権侵害相談	(仮称) 男女共同参画センターでの相談	男女共同参画推進室	
	(2) 活動拠点の整備・運用	(a) 男女共同参画推進を阻害する要因の苦情相談	苦情受付、担当課照会、苦情申出者への回答、審議会による事業点検	男女共同参画推進室	
		(b) 行政相談委員、人権擁護委員による相談	行政に対する苦情、人権相談等	市政情報課	
	(3) 女性及び団体への情報提供	(a) 男女共同参画に関する図書、啓発資料配置閲覧	図書等を通して女性の参画意識の高揚	男女共同参画推進室	
		(b) 女性に関する情報や交流の場の提供	(仮称)男女共同参画センターでの提供	男女共同参画推進室	
		(c) 婦人団体に対する支援	活力ある地域づくり等婦人活動に対する支援	中央公民館	
	3. 各種研修機会の提供	(1) まち協との連携による研修	(a) 地域リーダーの育成	地域づくり団体の役員構成に、男女比のバランスを促す	まちづくり推進課
		(2) 行政区長に対する啓発	(a) 地域内役員への女性登用	地域での役割分担意識に基づく慣行の見直しを進めるための意識啓発	まちづくり推進課
(3) 地域での女性リーダー養成		(a) 地域プランナー養成講座	女性の受講を促し、地域での女性リーダーの育成	中央公民館	
		(b) 街づくりをする女性団体への支援	女性団体により、空き店舗を活用した商店街の活性化を推進	商業・地域ブランド振興課	
4. 市民参加型各種啓発活動の提供	(1) 啓発資料等の作成	(a) 啓発パンフレット作成	男女共同参画社会の推進に向けた理解を得るための働きかけ	男女共同参画推進室	
	(2) ワーク・ライフ・バランスの普及	(a) 出前講座・講演会・フォーラムの開催	仕事と家庭の両立に関する意識啓発、働き方の見直しを進める意識啓発	男女共同参画推進室	
	(3) 市民参加型啓発	(a) 市民参加の啓発事業の実施	一言を忘れたために招いたトラブルや言わずに別れた経験などを発表する場を提供	男女共同参画推進室	
			共同参画をイメージするコンクール等の開催	男女共同参画推進室	
			ホームページを作成し情報提供に努める	男女共同参画推進室	
	(4) 多文化共生、国際理解、新住民共生	(a) 移住定住促進事業	移住希望者相談窓口の開設やホームページ及びメールサービスによる大崎市情報の提供	20万都市戦略推進室	
		(b) 新しく転入してきた女性へのサポート	「転勤奥様ふれあい講座」により地域文化への理解や環境変化への不安解消を促す	中央公民館	
		(c) 外国人への生活支援	相談コーナーや相談事業等の紹介、市のホームページによる生活情報の提供	まちづくり推進課	
		(d) 国際交流相談事業	生活・文化に関する相談、国際交流芋煮会を開催し、外国人同志の交流を行う	大崎外国人相談センター	
		(e) 外国語指導助手(ALT)の配置	学校へALTを派遣し、児童生徒との交流・多文化の理解	学校教育課	

②学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)
1. 基本的人権・男女共同参画に関する研修	(1) 人権に係る優良図書配置と普及	(a) 図書及び啓発資料の収集	女性の格差是正及び共同参画を意識した図書等の収集	図書館
	(2) 男女平等に関する理解の促進	(a) 人権尊重教育の推進	人権尊重意識の醸成を図るカリキュラムの推進	学校教育課
		(b) 男女混合名簿の導入・促進	男女混合名簿の未導入校に対する理解度の促進	学校教育課
	(3) 両性相互の理解と協働と責任	(a) 男女平等の視点による生活・学習・進路指導、教材等の充実	小・中学校で行う生活・学習・進路指導等で男女平等意識の醸成	学校教育課
		(b) PTA等の研修での学習	男女共同参画を促す講座のメニュー化	生涯学習課・男女共同参画推進室
(4) 生きていくための男の家事教育	(a) 男性の家事能力向上のための講座開催	男性の食生活の自立支援を推進	中央公民館	
2. 生命と性の学習	(1) 性差に関する学習	(a) 性に関する教育のカリキュラムや教材の研究	性と生殖に関する学習を通し、男女の性格特性についての理解度を深める	学校教育課
	(2) 妊娠、母体の大切さの学習	(a) 性に関する教育の充実	保健体育等において、性に関する学習機会の充実を図る	学校教育課
	(3) 教職員を対象とした性と生命に関する研修	(a) 性と生命尊重に関する養護教諭研修会の開催	性に関する科学的知識、生命尊重、人間尊重等の養護教諭研修会の開催	学校教育課
	(4) 命の大切さを理解する学習機会の提供	(a) 豊かな人間性を育む教育の推進	人間尊重の精神に基づく、望ましい人間関係の在り方についての学習推進	学校教育課
	(5) 健康教育の推進	(a) 思春期相談体制の充実	スクールカウンセラーを配置して思春期相談体制の充実を図る	学校教育課
3. 他者理解のための実践的学習	(1) 地域で子どもたちを育てるような雰囲気作り	(a) 子育てママの仲間づくり支援	子育て中の母親を対象に、子育てに関する不安解消と仲間づくりを促進	公民館
		(b) 父親の家庭教育への参画を進める事業	親子で参加する事業を通し、子育て分野への父親の参加を働きかける	公民館
		(c) 男女共同によるPTA活動	市内小中学校PTA組織活動への男女平等の参加を働きかける	生涯学習課
	(2) 男女共同参画を意識した学習活動	(a) 家事への理解を深める授業	家庭から離れ子どもだけの世界で家事を体験し、共同参画を学習する	公民館
	(3) 世代間交流の場の提供	(a) 家庭・地域社会・学校の連携強化を図る教育事業	地域ぐるみ事業を通し、固定的な役割分担意識の解消を働きかける	生涯学習課
		(b) 各種サークルの活動支援	地域活動の創出に向け、会場提供及び情報提供により支援する	公民館

③性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)
1. 被害者相談窓口の整備	(1) 婦人保護相談及び自立支援	(a) DV被害者及び同行者への相談、援助、保護	一時保護の場合、宮城県女性相談センターへの送致及び自立支援	子育て支援課
	(2) 相談体制の整備充実	(a) 配偶者暴力への対応	関係機関へ相談情報を提供し、連携した相談体制を整備する	男女共同参画推進室
2. 一時避難体制、自立支援体制	(1) 一時避難体制の整備	(a) 市民との協働によるシェルター体制	DV被害者が一時的に避難できる体制を整備する	男女共同参画推進室
	(2) 関係機関との連携強化	(a) 関係機関との連携体制確立	一時保護施設への送致及び支援体制を図る	社会福祉事務所(子育て支援課)
3. 被害根絶のための啓発活動	(1) 高齢者虐待対策、防止	(a) 包括支援センター相談業務	介護保険利用者の実態を施設、ヘルパーからの情報をもとに対策検討	包括支援センター
	(2) ジェンダーについての理解	(a) ジェンダーの理解を深めるための学習会	学習会開催により、性別役割分業への問題意識を高める	男女共同参画推進室
	(3) 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止	(a) 事業主へのセクハラ防止に関する情報提供	「事業主等のセクハラ相談窓口担当者対象セミナー」の情報提供	商業・地域ブランド振興課
		(b) 職員へのセクハラ防止に関する啓発	男性・女性へのセクハラ防止対策の推進を図る	人事課
(4) DVの発見、対処法を知る機会の提供	(a) 保育所、幼稚園、病院等の職員に対する研修	DV被害者を発見するため、発見しやすい立場にいる保育士、教諭等に対する講演	男女共同参画推進室	

④生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)
1. 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発	(1) 人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及	(a) 人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」について学習の機会を積極的に提供	次世代を担う子どもたちに対して、人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」について年齢に応じた学習の機会を提供する	男女共同参画推進室
2. 女性の生涯にわたる健康支援	(1) 女性の生涯にわたる健康づくり支援	(a) 健康教育、健康相談体制の充実	女性のライフステージに応じた健康教育、健康相談を実施する	健康推進課
		(b) 各種検診、健康診査の内容の充実	個別健診、集団健診により健診機会を増やし、早期発見へつなげる	健康推進課
		(c) 女性特有の疾病の予防対策の推進	骨粗しょう症検診、乳がん・子宮がん検診で早期発見治療につなげる	健康推進課
(2) 母子保健の充実	(a) 妊婦健康診査の充実	妊婦一般健康診査の助成で、妊婦の健康管理と経済的な負担軽減	健康推進課	
	(b) 妊娠・出産・育児期の相談、教室の充実	母子保健サービスによる母親の不安軽減、父親の育児参加を促進	健康推進課	
3. 母性保護の支援	(1) 母性保護についての意識啓発	(a) 母性保護の重要性について生理と環境の両面からの働きかけ	女性の一生を通じて母性機能が妨げられることのないよう、母性の重要性とその保護について提唱する	男女共同参画推進室

⑤就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)
1. 均等な機会待遇の確保、労働条件及び環境整備	(1) 企業表彰制度への誘導	(a) 機会均等法関連の施策を取り入れている事業所の県表彰の推薦	県の表彰制度へつなぐ働きかけ	男女共同参画推進室
	(2) 機会均等、待遇の確保など関係法令などの情報提供	(a) 男女の均等な機会、待遇の確保等の関係法令を含む情報の提供	事業主に対し、関係法令などの周知を図り、採用等の格差是正を働きかけ	商業・地域ブランド振興課
		(b) パートタイマー、派遣労働者等の労働環境の改善啓発	多様な働き方を支援する制度の普及、雇用条件の明確化と労働条件の適正化についての啓発	商業・地域ブランド振興課
	(3) セクハラ、パワハラ、DV防止対策	(a) 事業所に対する啓発、通報先の明確化	啓発資料の作成、通報先名刺の作成	男女共同参画推進室
	(4) 企業におけるポジティブアクションの啓発	(a) 企業認証制度の普及	県の要綱で進められている女性の力を活かす企業認証制度を普及	男女共同参画推進室
(5) 職場における慣習、慣行の見直し	(a) 業務、業務外で慣行の見直し	慣行による男女の不均衡な業務の洗い出し、その解消に向けた働きかけ	行政改革推進課	
	(b) 職場環境の改善	女性職員に依存した課内清掃から全職員による課内清掃への脱却	契約管財課	
2. 農業、自営業に従事する女性の労働環境整備	(1) 農業団体、商工業団体を通じた啓発	(a) 男女の対等なパートナーシップ確立に向けた意識啓発	農業経営者及び経営パートナーの意識に働きかける講座等開催情報の提供	農林振興課
		(b) 認定農業者である起業家に対する融資制度の情報提供	制度内容、研修会等の情報提供を行なう	農林振興課
		(c) 直売所団体に対する活動支援	イベント開催等での直売所開設場所などの支援を行う	商業・地域ブランド振興課
		(d) 農産加工クラブや直売所団体のネットワーク化の推進	イベント開催での情報提供を行う	農林振興課
3. 政策・方針決定部門への女性登用の促進	(1) 女性の経営への参画促進	(a) 家族経営協定締結推進の支援	魅力的な家族農業経営を築くため、協定の普及・推進に取り組む	農業委員会
		(b) 認定農業者の育成	女性の感性を活かした農業経営の推進を働きかける	農林振興課
		(c) 事業所や企業等における女性参画の促進	事業所や企業等へ、女性の登用拡大及び人材活用に向けた理解の働きかけ	商業・地域ブランド振興課
	(2) 女性社員(職員)の職域拡大	(a) 女性社員の職域拡大の促進	女性のチカラを活かす企業認証制度の普及と、女性登用の促進	男女共同参画推進室
		(b) 女性職員の登用の促進	性別にとらわれない能力適性を重視した登用の促進	人事課
	(3) 各種委員会の女性委員の割合アップ	(a) 審議会委員への女性の登用促進	方針決定する審議会委員へ男女比率に配慮した構成とするよう働きかけ	全課
(b) 農業委員への女性の登用促進		女性農業委員を通して、農村女性への働きかけ	農業委員会	
4. 女性の職業能力開発・向上支援	(1) 雇用機会の創出、若者への就労支援	(a) 一万人の雇用機会創出	自動車関連企業をはじめとする企業の誘致	産業戦略推進課
5. 仕事と家庭生活の両立支援	(1) 育児、介護休業取得が向上するような企業に対する働きかけ	(a) 両立支援を進める企業への支援制度の普及	21世紀職業財団等による助成金制度の情報提供	男女共同参画推進室
6. 地域活動への女性の参加促進	(1) 地域活動の女性リーダーの育成	(a) 地域リーダーの養成講座	将来の審議会委員等を担える人材の養成	男女共同参画推進室

⑥家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)	
1. 性別役割分担の解消に向けた支援	(1) 女性組織のネットワークづくり	(a) 緩やかなネットワーク形成のための情報交換	縦型、行政指向の組織形成ではなく、女性の感性を生かした活動をするための支援	男女共同参画推進室	
	(2) 介護予防の知識と技術の習得	(a) 地域介護予防活動支援事業	地域での介護予防に関するボランティア等の育成・支援により介護への参加	高齢介護課	
2. 育児介護休業取得制度の活用促進	(1) 育休制度の周知徹底、利用促進、情報提供	(a) 育児・介護休業制度を事業主及び労働者へ啓発	両立支援に向け、就業規則へ育児・介護休業制度の記載と運用を働きかけ	商業・地域ブランド振興課	
		(b) 復帰支援制度及び再雇用制度の活用促進	工業会との会議の際に、企業トップへ制度の情報提供をする	産業戦略推進課	
3. 子ども家庭相談、子育て支援	(1) 子ども家庭相談の充実	(a) 家庭児童相談事業	児童の養育に関する問題、悩み(育児・心のケア)等の相談に応じ適切な助言指導	子育て支援課	
		(b) 母子自立支援事業	母子世帯の生活安定向上のため、生活相談・生活指導による援助活動	子育て支援課	
4. 保育・託児サービスの充実	(1) 保育サービスの充実	(a) 保育所運営	保護者の労働、疾病、その他の理由により、保護者の委託を受けて保育を行う	子育て支援課	
		(b) 延長保育事業	保護者の通勤時間、勤務時間等の理由により、延長して保育を行う	子育て支援課	
		(c) 一時・特定保育事業	一時的保育や一定期間保育ができない場合の保育を提供する	子育て支援課	
		(d) 子育て支援センター事業	子育て相談、子育て支援サークルの育成支援、情報誌発行、施設の開放を行う	子育て支援課	
		(e) ファミリーサポートセンター事業	子どもを預かったり預けたりするシステムを組織化し、相互援助活動を行う	子育て支援課	
		(f) アレルギー症児保育事業	食物アレルギーのため除去食を必要とする乳幼児の保育を実施する	子育て支援課	
		(g) 障害児保育事業	心身の障害が中程度までで集団保育が可能な、保育にかける児童の保育を行う	子育て支援課	
		(h) 病後児保育事業	保護者が就労により家庭で保育できない病気回復期の児童の一時保育を行う	子育て支援課	
		(i) 保育所地域活動事業	在宅の子育て家庭を対象に、月1回程度保育所を地域開放し子育ての支援を行う	子育て支援課	
		(j) 民間保育事業の育成	民間保育園の円滑な運営と、その育成を図るために助成を行う	子育て支援課	
		(2) 児童の健全育成事業の推進	(a) 児童健全育成助成事業(学童保育)	地区住民の運営主体で、保護者が昼間家庭にいない小学生への生活指導	子育て支援課
			(b) 児童遊園・チビッコ広場	児童の健康増進と情操の豊かさを図るため、屋外型施設の遊びの場を提供	子育て支援課
			(c) 児童館及び児童センター	児童の健康増進と情操の豊かさを図るため、児童に健全な遊びを指導	子育て支援課
			(d) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童に、遊びや生活指導を行う	子育て支援課
5. 障がい者・高齢者の自立・介護支援	(1) 高齢者の介護支援の推進	(a) 家族介護支援事業	高齢者介護をしている家族等への各種サービス提供により、介護不安の解消	高齢介護課	
		(b) 地域支援事業の充実	高齢者が地域で安心して生活できるようサービスを提供し、社会参加を支援	高齢介護課	
		(c) 介護保険事業の円滑な運営	安定した介護保険事業の運営により、介護者の負担軽減と社会参加を図る	高齢介護課	
	(2) 障がい者の生活環境の整備	(a) コミュニケーション支援	社会生活を円滑に営めるよう、手話通訳等を派遣し支援する	社会福祉課	
		(b) 自動車運転免許取得費助成	障がい者の自立と社会参加に向け、運転免許取得に要した費用の一部助成	社会福祉課	
		(c) 障害者日中一時支援	障がい者に活動の場を提供し、介護している家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る	社会福祉課	
		(d) 障害者・難病患者等日常生活用具給付	自立した生活に向け、必要な日常生活用具を給付	社会福祉課	
		(e) 障害者補装具給付	身体機能を確認し日常生活や就労に向け、補装具費用の一部助成	社会福祉課	
		(f) 障害者コミュニティサロン	障がい者に安心できる場を提供し、社会復帰及び社会参加を図る	社会福祉課	
		(g) 障害者施設費	施設に入所・通所することにより自立と社会参加を図る	社会福祉課	
		(h) 障害者ホームヘルプ	障がい者の日常生活に必要な支援・介助を行う	社会福祉課	

		(i) 障害者ショートステイ	短期入所により介護している家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る	社会福祉課	
		(j) 障害者グループホーム	障がい者に生活の場を提供し、日常生活の支援を行う	社会福祉課	
		(k) 重度障害者福祉有償運送利用助成	障がい者の日常生活の利便性を図るため、有償運送料の一部助成	社会福祉課	
		(l) 障害者自動車等燃料費助成	自立と社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部助成	社会福祉課	
		(m) 障害者自動車改造助成	自立と社会参加の促進を図るため、自動車の改造費用の一部助成	社会福祉課	
		(n) 障害者住宅改良支援	障がい者の日常生活の利便性を図るため、住宅の改良費用の一部助成	社会福祉課	
		(o) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	障がい者の日常生活の安定を図るため、酸素濃縮器の使用に対する電気代を一部助成	社会福祉課	
		(p) 障害者福祉タクシー利用助成	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の一部助成	社会福祉課	
		(q) 特別障害者手当等給付	重度の障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るため、手当を支給する	社会福祉課	
		(r) 障害者移動入浴車	障がい者の日常生活の安定を図るため、移動入浴車を配車する	社会福祉課	
		(s) 障害者相談員設置	障がい者の福祉サービスの向上を図るため、相談員を設置し支援を行う	社会福祉課	
		(t) 障害者成年後見制度利用支援	障がい者の日常生活の利便性を図るため、成年後見人を選定するための支援を行う	社会福祉課	
		(u) 特別児童扶養手当	精神・身体の障害児(20歳未満)を監護している父母もしくは養育者へ手当を支給	子育て支援課	
		(3) 障がい者の雇用・就労支援	(a) 障害者地域活動支援センター運営	創作的活動又は生産活動の機会の場を提供し、自立と社会参加の促進を図る	社会福祉課
			(b) 障害者地域生活支援	障がい者が地域で安心して日常生活や社会生活を営めるよう相談支援を行う	社会福祉課
			(c) 障害者職親委託	個人の家庭で生活指導・技能習得訓練等を通じて、自立と社会参加の促進を図る	社会福祉課
(d) 障害者施設運営補助	施設に通所し生活活動又は生活指導等を通じて、自立と社会参加の促進を図る		社会福祉課		
6. 保健医療サービスの充実	(1) 障がい者の保健・医療の充実	(a) 自立支援医療給付	身体の障害の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために、医療費の一部助成	社会福祉課	
		(b) 心身障害者医療費助成	障がい者の医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成	社会福祉課	
		(c) 療養介護等給付	医療機関へ入院・通所により、必要な治療・訓練・生活指導等を行う	社会福祉課	
7. ひとり親家庭への自立支援	(1) ひとり親家庭への自立支援の推進	(a) 情報提供と相談業務の充実	就労支援など生活上の課題解決に必要な情報提供や自立のための相談を行う	子育て支援課	
		(b) 児童扶養手当	手当支給による家庭生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上に資する	子育て支援課	
		(c) 母子・父子家庭医療費助成事業	母子・父子家庭の生活安定と福祉の増進を図るための医療費助成	子育て支援課	
		(d) ひとり親世帯、人権侵害を受けた世帯への市営住宅入居支援	住宅入居選考時の優遇措置制度の周知を図り自立のための支援を行う	建築住宅課	

⑦男女共同参画の推進に関する調査及び研究

施策の方向	具体的施策	対象事業	事業概要	事業所管課(団体)
1. 各種市民生活実態調査	(1) 市民意識調査の実施	(a) 市民意識調査の実施	平成22年度中に中・高校生意識調査、平成24年度中に市民意識調査	男女共同参画推進室
2. 事業進捗調査	(1) 基本的施策の進捗状況調査	(a) 基本的施策の進捗状況調査	男女共同参画へ影響を及ぼす事業の定期的な進捗調査を行い審議会へ報告	男女共同参画推進室

男女共同参画基本計画策定に向けた「市民意見交換会」による意見・要望等への対応

No.	質問者	市民からの意見・要望等	基本計画への取り組み等
1	60代男性	審議会等への女性は同じ人が何職も担っているように見受けられ、特定の女性に限られた活動のようにも受けとれる。	審議会等の委員になり手がなく、同じ人に引き受けていただく傾向がある。自信を持っていただくための学習の機械の提供 基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 3. 各種研修機会の提供 ・地域での女性リーダー養成
2	50代男性	「ワーク・ライフ・バランス」は結構なことだが、PTAや企業の活動の実態を知りたい。	PTA会長には男性の比率が高いが、その他の役員には女性が多い。 各企業においては、景気の後退もあって労働環境に様々な影響が起こっている。将来に向かってイメージの浸透を図って行きたい。
3	50代男性	「ワーク・ライフ・バランス」の事業は、会社のトップへの教育が必要と思う。上司への教育面はどうするのか。 また、大崎地域の会社の状況はどうなっているか。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 4. 市民参加型各種啓発活動の提供 ・「ワーク・ライフ・バランス」の普及 基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 5. 仕事と家庭生活の両立支援 ・関係機関との連携により、「企業におけるワーク・ライフ・バランスのための提唱」を行う。
4	70代男性	町内会の集まりには男性、研修会には女性が多い。女性には男性と交わろうという意識レベルが低い。地域への働きかけが必要では。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 3. 各種研修機会の提供 ・まち協との連携による研修 ・地域での女性リーダー養成
5	50代女性	PTAの女性参画については男性の理解が不足しているもの。男性の理解により、出席しやすい状況を作って欲しい。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 3. 各種研修機会の提供 ・まち協との連携による研修
6	60代女性	男性女性に隔たりを持たないで地域活動ができればと思う。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 1. 各種広報等による啓発 ・まち協との連携による広報
7	70代女性	相談件数の説明があったが、相談場所はどこか。	相談は、第2・第4の水曜日に「ふるさとプラザ」の4階で開催し、仙台より専門のカウンセラーをお願いしている。
8	70代女性	若い男性の育児休暇は取れているか、疑問である。	基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策 2. 育児介護休業取得制度の活用促進
9	50代女性	若い人たちには「ワーク・ライフ・バランス」は浸透していると感じる。しかし、年を取った方々へは浸透していない。このような年を取った方々への研修会を実施してもらえればと思う。	基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 1. 基本的人権、男女共同参画に関する研修
10	50代女性	会議があると農家では男性の出席が殆どである。農村部ほど浸透しにくいと思う。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 1. 各種広報等による啓発 ・広報による人権、共同参画 2. 拠点施設、窓口を活用した情報提供 ・女性及び団体への情報提供 基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 2. 農業、自営業に従事する女性の労働環境整備 ・農業団体、商工業団体を通じた啓発

11	40代男性	議論が上がっていくのが大事であり、それが人との生活につながるもの。 男女共同参画を念頭に置きながら進めて行ければと思う。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 1. 各種広報等による啓発 ・ 広報による人権、共同参画
12	50代男性	ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、パワハラ、ポジティブ・アクションのカタカナ用語の意味がわからない。 内容は年を取った方々が把握できないのではないかと。 現実には男が家庭を守っていく気風があり。果たして直していけるものか。	計画の添付資料として「用語解説」を設ける。 基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 1. 各種広報等による啓発 ・ 広報による人権、共同参画 ・ まち協との連携による広報
13	40代女性	上映ビデオの「ワーク・ライフ・バランス」は、効率的な仕事への取り組み、人材の育成と確保であるが、現在の大崎市行政改革の中で職員にとってはギャップを感じないか。	行政改革の推進による業務の効率化により、「ワーク・ライフ・バランス」の機運を高めていくための職場環境に努めて行く。
14	50代男性	「ワーク・ライフ・バランス」は理想であるが、一企業としては難しい。山形県では工業団地のある企業が出資して、保育所を経営・運営して、人材が逃げないようにしているところもある。 産業推進機構との連携もあつた方がよいのでは。	基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 5. 仕事と家庭生活の両立支援 ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及 基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 5. 仕事と家庭生活の両立支援 の中での取り組み。 ・ 子育て支援の立場で、仕事と家庭の両立支援として、厚生労働省及び(財)21世紀職業財団が創設している「企業に対する助成制度等」について、情報提供を行う。
15	50代男性	具体的施策「異文化共生」は、県では「多文化」を使っている。	基本的施策① 具体的施策「異文化共生」を「多文化共生」へ文言訂正。
16	50代男性	外国人の配偶者が多くなってきている。言葉や生活習慣の違いから十分な意思疎通が難しくDV等の問題につながる時もある。 大崎タイムス社や、外国人相談センター、日本語サポート、古川ボランティアの苦労などへ配慮して欲しい。 大崎市内で対応できない場合は、県の国際交流協会もあるので、パイプ役としての連絡先をしっかりと確保して欲しい。 基本的な生活習慣は出来ても自分の言葉でしゃべれないストレスが、ガス抜きが必要である。 外国人の対応へは、まちづくり推進課での連絡体制も必要	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 4. 市民参加型各種啓発活動の提供 外国人への生活支援 の中での取り組み。 ・ 相談コーナーや相談事業等の紹介、市のホームページによる生活情報の提供
17	50代男性	男女共同参画推進の施策事業が見えない。どのように進めていくのか。基本的施策の七つに、市民・企業が一緒に取り組みとしてはどのように考えればよいのか。	組織としては、市長を本部長とした推進体制を整備し、事業は全課にまたがるもの。 市民・企業へは、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力をお願いしていく。
18	40代女性	施策が母子家庭には手厚いが、父子家庭には厚くないのは平等でない。お父さんも子どもも同じ大事な人権であるはず。	基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策 7. ひとり親家庭への自立支援 情報提供と相談業務の充実 の中での取り組み。 ・ 就労支援など生活上の課題解決に必要な情報提供や自立のための相談を行う。

19	50代男性	大崎市全体の共通目標として、毎週水曜日を「ノ一残業デー」の運動へつなげてはどうか。	基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 5. 仕事と家庭生活の両立支援 中での取り組み。 ・ 労働局やハローワークによる事業主へ介護休業法等の運用促進の働きかけ。 ・ 事業者側へ介護休業等を取得できる雰囲気づくりの提唱。 ・ 関係機関との連携により、労働時間を短縮し家庭での生活時間を延長していくための意識付け。
20	50代女性	女性登用について、女性管理職は個人の能力にもよるが、専門職はなかなか上がれないように感じている。例えば仙台のように市長や副市長への女性は考えられないか。	基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 3. 政策・方針決定部門への女性登用の促進 ・ 女性の経営への参画促進 ・ 女性社員(職員)の職域拡大。 基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 3. 各種研修機会の提供 ・ 地域リーダーの育成
21	50代女性	学校教育について、計画を答申していく中で教育現場や学校関係者が参画して作成しているものか。審議会の意見が学校へ伝わらなければ絵に描いた餅となる。	三期目の男女共同参画推進審議会へは学校の先生も入れる方向で、公募も取り入れたい。
22	50代男性	ワークショップの手法などで、会議の持ち方での「男女共同」を推進していくことも必要ではないかという意見である。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 3. 各種研修機会の提供 ・ まち協との連携による研修 ・ 地域での女性リーダー養成
23	40代女性	「命の大切さ」の意識付けは子どもの時から大事で、学校教育へも組み入れるべきである。学校の先生だけでなく、地域や団体と協力して実施できればと感じている。	基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 2. 生命と性の学習 ・ 命の大切さを理解する学習機会の提供
24	70代男性	地域で元気のある地域は、女性が強い人が多い地域である。 男性女性という区別なく取り組みされているものと認識している。 女性が差別されているかのような文言が多い。	地域リーダーへは女性の姿が見られない現状もあり、元気な女性が出てこれるような環境を目指していくところが本計画に謳う趣旨でもある。
25	70代男性	基本的な社会構造が一番大事な問題である。 行政や地域で支援する動きが必要。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 4. 市民参加型各種啓発事業の提供 ・ 市民参加型啓発
26	70代男性	「庁内推進体制」へ、公募して女性を入れることはできないか。	全庁的な組織につき、男女の均衡を考慮し選任している。
27	70代男性	色々な組織の事業に、何年に女性を何人置くかの数値目標を掲げてはどうか。	基本的施策⑦ 男女共同参画の推進に関する調査及び研究 2. 事業進捗調査 ・ 基本的施策の進捗状況調査 中での取り組み。 目標として何人と設定できない事情のある組織もある。人材がないという言い方がされる場合もある。人材の育成と組織に対する意識付けという両輪の整備が必要。
28	50代男性	女性の登用について、実際の数値はどうなっているか。	毎年4月1日現在での調査があり、昨年の審議会等の女性登用については29.5%である。
29	50代男性	活動拠点の整備について「ふるさとプラザ」を想定しているが、この基本計画にあるのかどうか。	基本計画には掲載していないが、「大崎市ふるさとプラザのあり方」に関するパートナーシップ会議で検討されている。

30	70代男性	もっと小さい子供たちの段階での意識付けが必要であり、小学校や中学校での生徒会活動へいかに女子を多く参画できるかが求められる。	基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 参考指標 2 男女共同参画社会を担う次世代の育成 ○小中学校児童会・生徒会における役員に占める女性の割合
31	60代男性	派遣など三交替の仕事で女性は夜遅くなり、朝帰り等もあるようだ。昔は女性は夜間労働禁止の法律であった。 緩和された理由は何か。 同じ人間の身体でも、女性と男性では根本的に違うもので、それぞれの役割があるもの。	基本的施策④ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策 3. 母性保護の支援 ・母性保護についての意識啓発 基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策 1. 性別役割分担の解消に向けた支援
32	50代男性	計画には制約のイメージがあり、数値目標はあるが進まないのではと思う。 戦略的な方法が進めやすいと思う。	数値目標という捉え方はしていない。参考にする数値という捉え方で収めている。目標ではあるが数字を追い求めるものばかりではなく、理解や納得できた度合いとか行動できた度も重要。どう浸透しているかなどの評価も今後の課題として検討をしている状況です。
33	60代女性	家庭、職場、地域のそれぞれの場面での男女共同参画が必要と感じた。 若夫婦を見ていると、夫の家事への協力がなかった。若い人へどのように意識付けをしたら良いか。 ワーク・ライフ・バランスの考え方でメリハリのある生き方に向けた人生設計としての指標の仕方もあるのでは。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 4. 市民参加型各種啓発事業の提供 ・市民参加型啓発
34	60代女性	ワーク・ライフ・バランスは職種により、したくともできない人もいる。	このような経済情勢であり、会社の考え次第ではあるが、浸透するような働きかけは必要と考えている。
35	60代女性	高齢者の虐待を受けている人への対策はないか。	基本的施策③ 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策 3. 被害根絶のための啓発活動 ・高齢者虐待対策、防止
36	40代男性	男女共同参画とワーク・ライフ・バランスがどう結びつくのかが整理できない。 基本的施策「⑤就業分野における男女共同参画の推進に関する施策」と基本的施策「⑥家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策」は総合支所単位での活動を行ってほしい。 働きずくめが問題であり、リセッションする必要がある、余暇も消費すべきである。ワーク・ライフ・バランスは仕事の時間帯もオフの時間帯も中身を煮詰めていくべきで、「この時期だからこそ」の切り口で推進すべきである。 高福祉を進めることで高負担となることも懸念される。	基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策 1. 性別役割分担の解消に向けた支援 ワーク・ライフ・バランスを実現することで、自由になる時間が確保され、両性の一方に重きが置かれていた活動がバランスよく配分される社会のことも共同参画社会と捉えられます。 ご指摘の「この時期だからこそ」という考えに賛同いただける事業所を増やしていくという活動が必要と考えています。男女共同参画の切り口は、高福祉を招く活動ばかりではなく、市民協働という立場のほうの提唱が大きいと考えます。
37	50代男性	婦人団体の活動の範囲が狭くならないように、女性の活動の場が必要である。 身近な部分での取り組みとして、学校での取り組みや、家庭で理解されるようにすべきである。	基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策 2. 拠点施設、窓口を活用した情報提供 ・活動拠点の整備、運用
38	70代男性	住民へのワーク・ライフ・バランスの普及の手法として、町内会の婦人部組織へ内容を知らしめて、そこへ参加を呼び掛けるという基本が必要ではないか。	基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 1. 基本的人権・男女共同参画に関する研修 ・両性相互の理解と協働と責任